

口 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

<p>経験・技能のある障害福祉人材の考え方</p>	<p>○次の条件のいずれか満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定                  ①サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として勤続10年以上の者                  ②福祉・介護職員(直接処遇職員)のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者で勤続10年以上の者                  ③強度行動障害支援者養成研修を修了した者で勤続10年以上の者(職員分類の変更特例を適用)                  ※勤続年数については、系列法人、他法人における実務経験を含める。</p>
<p>賃金改善を行う職員の範囲</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種                  ((A)にチェック(✓)がない場合その理由) _____</p>
<p>賃金改善を行う給与の種類</p>	<p><input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>具体的な取組内容</p>	<p>(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)  <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )                  (賃金改善に関する規定内容)</p> <p>○福祉・特定処遇改善手当の新設(引き上げ幅は、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮してグループ分けの上、各人ごとに決定)                  Aグループ(経験技能のある障害福祉人材):常勤職員ですべてに年収440万円以上の者5名は増額なし、440万に若干不足している1名は20000円、1名は10,000円増額する。Aグループに準じる1名は10000円の増額。非常勤職員で、時間給 1名は70円、1名は100円、1名は200円の増額。                  Bグループ(他の障害福祉人材):常勤職員は役職に応じてサビ管、児発管6000円、主任5000円、その他の職員4000円を毎月支給。非常勤職員は時給30円を増額して支給。                  Cグループ(その他の職種):他の障害福祉人材の二分之一、常勤職員2000円と非常勤職員時給15円を毎月支給</p> <p>※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。                  資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。                  ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を<u>下線</u>とするなど明確にすること。</p> <p>(上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )</p>